

令和3年

三好市教育委員会10月定例会

日時 令和3年10月21日(木) 午後2時
場所 三好市教育委員会 会議室

ふるさと
「郷土を愛し、生涯を通して『学び』を実現する教育の創造」

三好市教育委員会

令和3年三好市教育委員会10月定例会次第

1 開会

2 報告

3 承認

令和3年三好市教育委員会9月定例会会議録の承認について
令和3年三好市教育委員会10月臨時会会議録の承認について

4 議案

第31号 三好市就学援助費交付規則の一部を改正する規則について

第32号 三好市適応指導教室の設置及び運営に関する要綱の一部を改正する告示について

5 その他

行 事 一 覧 表

令和3年9月22日 ～ 令和3年10月20日

行 事 名	開催月日	場 所	備 考
議会閉会日	9/24	本庁	
県教委学校訪問(オンライン)	9/27～10/14	教育委員会会議室	※
ジオパーク第3回役員会	9/29	中央公民館	
第17回コロナウイルス対策本部会議	10/1	本庁	
家庭の日絵画審査	10/4	中央公民館	
臨時校長会	10/6	三好教育センター	
庁議	10/7	本庁	
臨時教育委員会	10/8	教育委員会	
家庭の日書写審査	10/11	中央公民館	
第2回教育支援委員会	10/19	総合体育館	※
第2回管区別教育長会	10/20	東みよし町中央公民館	※

【行事予定】

県・市町村教育委員会教育委員等研修会	11/4(木)	13:30	オンライン研修
三好教霊祠祭	11/16(火)	14:00	出雲神社
第3回管区別教育長会・校長会	11/22(月)	10:00	総合体育館
定例教育委員会	11/24(水)	14:00	教育委員会室

議案第31号

三好市就学援助費交付規則の一部を改正する規則について

三好市就学援助費交付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年10月21日提出

三好市教育委員会教育長 竹内 明裕

三好市就学援助費交付規則の一部を改正する規則

三好市就学援助費交付規則（平成28年三好市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童及び学齢生徒(以下「<u>児童生徒</u>」という。)の保護者に対し就学援助費(以下「<u>援助費</u>」という。)を交付することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。</p> <p>(交付の対象者)</p> <p>第2条 援助費の交付を受けることができる者は、三好市内に住所を有し、かつ、三好市立小学校又は中学校に在学する児童生徒の保護者のうち、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「<u>要保護者</u>」という。)及び、要保護者に準ずる程</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童及び学齢生徒(以下「<u>児童生徒</u>」という。)又は<u>学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。)</u>第5条第1項に規定する就学予定者(以下「<u>就学予定者</u>」という。)の保護者に対し就学援助費(以下「<u>援助費</u>」という。)を交付することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。</p> <p>(交付の対象者)</p> <p>第2条 援助費の交付を受けることができる者は、三好市内に住所を有し、かつ、三好市立小学校若しくは中学校に在学する児童生徒又は<u>就学予定者の保護者のうち、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)</u>及び、</p>

度に困窮している者(以下「準要保護者」という。)で、三好市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が交付を認めたとする。

2 前項の規定にかかわらず、三好市内に住所を有し、学校教育法第1条及び第2条に規定する学校のうち三好市以外の小学校又は中学校に在学する児童生徒の保護者のうち、他の地方公共団体から就学援助を受けない場合で、教育委員会が交付を認めたとする。

3 前2項の規定にかかわらず、他の地方公共団体に住所を有し、三好市立小学校又は中学校に在学する児童生徒の保護者のうち、他の地方公共団体から就学援助を受けない場合で、教育委員会が交付を認めたとする。

(援助費の種類)

第3条 援助費の種類は、次の各号に掲げるものとし、援助費の額は予算の範囲内で、毎年度教育委員会がこれを定める。

- (1) 学用品費・通学用品費
- (2) 通学費
- (3) 校外活動費
- (4) 新入学児童生徒学用品費
- (5) 学校給食費
- (6) 修学旅行費

(7) 医療費(学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第17条の規定

により学校において治療の指示を受けた疾病に限る。)

(8) 部活動費(中学校)

要保護者に準ずる程度に困窮している者(「準要保護者」という。)で、三好市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が交付を認めたとする。

2 前項の規定にかかわらず、三好市内に住所を有し、三好市以外の小学校又は中学校(学校教育法第1条及び第2条に規定する学校に限る。)に在学する児童生徒の保護者のうち、他の地方公共団体から就学援助を受けないものであって、教育委員会が必要と認められた場合は、援助費を交付することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、他の地方公共団体に住所を有し、三好市立小学校又は中学校に在学する児童生徒の保護者のうち、他の地方公共団体から就学援助を受けないものであって、教育委員会が必要と認められた場合は、援助費を交付することができる。

(援助費の種類)

第3条 (略)

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) 部活動費(中学校)
- (7) 修学旅行費

(8) 医療費(学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第17条の規定

により学校において治療の指示を受けた疾病に限る。)

2 生活保護法第13条の規定による教育扶助が行われている要保護者に対しては、前項第1号から第6号までに規定する援助費を交付しない。

3 第2条第2項及び第3項の保護者に対しては、第1項第2号に規定する援助費を交付しない。

(申請)

第4条 援助費の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、毎年度、就学援助費申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。この場合において、前条第1項第4号に規定する新入学児童生徒学用品費の支給を受けようとする小学校の就学予定者の保護者は、就学予定年度の前年度に就学援助費(新入学児童生徒学用品費)申請書(様式第2号)を教育委員会に提出し、就学予定年度の前年度に新入学児童生徒学用品費の交付を受けることができる。

2 前項の申請に当たっては、援助費認定作業のために申請者及びその世帯員に係る課税資料等の閲覧を三好市教育長に対して同意及び委任するものとする。

(認定)

第5条 教育委員会は、前条に規定する就学援助費申請書又は就学援助費(入学準備費)申請書の提出があったときは、その内容を審査し、援助費の交付について認定するものとする。

2 (略)

2 生活保護法第13条の規定による教育扶助が行われている要保護者に対しては、前項第1号から第5号及び第8号に掲げるものについてはこれを交付しない。

3 第2条第2項及び第3項の保護者に対しては、第1項2号以外に掲げるものについては、これを交付することができる。

(申請)

第4条 援助の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、毎年度就学援助費申請書(別記様式。以下「申請書」という。)を、教育委員会に提出しなければならない。ただし、生活保護法第13条の規定による教育扶助が行われている要保護者については、この限りでない。

2 前項の申請に当たっては、援助認定作業のために申請者及びその世帯員に係る課税資料等の閲覧を三好市教育長に対して同意及び委任するものとする。

(認定)

第5条 教育委員会は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、援助費の交付について認定するものとする。

2 前項の認定の基準は、次の各号のいずれかに該当することを要件とする。この場合において、第1号から第16号までの規定について

は、前年度又は当該年度において当該各号のいずれかの措置を受けた世帯とする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第26条の規定により保護の停止又は廃止になった世帯

(2)～(13) (略)

(14) 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者又は学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態がきわめて悪いと認められる者

(15)・(16) (略)

3・4 (略)

(交付方法)

第6条 援助費の交付方法は、次のとおりとする。ただし、第3条第1項第7号に規定する援助費については、直接医療機関に支払うものとする。

(1) 学校長委任払 保護者から援助費の請求・受領・返納の委任を受けた学校長に支払うものをいう。

(2) (略)

2 (略)

(届出)

第7条 援助費を受給している者(以下「受給者」という。)は、就学援助を必要としなくなったときは、直ちにその旨を学校長を通じ教育委員会に届け出なければならない。

別記様式を次のように改める。

(1) 生活保護法第26条の規定により保護の停止又は廃止になった世帯

(2)～(13) (略)

(14) 学校納付金に滞納がある者、食事・衣類・学用品等に不自由している者等保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者

(15)・(16) (略)

3・4 (略)

(交付方法)

第6条 援助費の交付方法は、次のとおりとする。ただし、第3条第1項第8号に規定する援助費については、直接医療機関に支払うことができる。

(1) 校長委任払 保護者から援助費の請求・受領・返納の委任を受けた校長に支払うものをいう。

(2) (略)

2 (略)

(届出)

第7条 援助費を受給している者(以下「受給者」という。)は、就学援助を必要としなくなったときは、直ちにその旨を校長を通じ教育委員会に届け出なければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議案第32号

三好市適応指導教室の設置及び運営に関する要綱の一部を改正する告示について
三好市適応指導教室の設置及び運営に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年10月21日提出

三好市教育委員会教育長 竹内 明裕

三好市適応指導教室の設置及び運営に関する要綱の一部を改正する告示
三好市適応指導教室の設置及び運営に関する要綱（平成20年三好市教育委員会告示第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(設置) 第2条 適応指導教室は、何らかの心理的若しくは情緒的な原因等により、登校しない、又は登校したくてもできない状態にある児童・生徒に対して学校復帰の指導及び援助を行うため、三好市教育委員会が設置する。</p> <p>2 適応指導教室の位置は、三好市池田町マチ2565番地1とする。</p>	<p>(設置) 第2条 (略)</p> <p>2 適応指導教室の位置は、三好市池田町マチ2466番地とする。</p>

附 則

この告示は、令和3年10月26日から施行する。